

# 官報号外

昭和五十年四月十五日

## ○第七十五回 衆議院会議録 第十六号

昭和五十年四月十五日(火曜日)

議事日程 第十四号

昭和五十年四月十五日

午後二時開議

第一 石油開発公団法の一部を改正する法律案

(内閣提出)  
第二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)  
国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 石油開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
日程第二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界劃定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天

然ガス資源の開発に関する特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。  
午後二時五分開議

日程第一 石油開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、石油開発公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長山村新治郎君。

○議長(前尾繁三郎君) お詫びいたします。  
参議院から、内閣提出、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び国立学校設置法の一部を改正する法律案が回付されております。この際、議事日程に追加して、右両回付案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。

○議長(前尾繁三郎君) 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(前尾繁三郎君) 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(前尾繁三郎君) 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案の参議院回付案、国立学校設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案、右両案を一括して議題といたします。

○議長(前尾繁三郎君) 畜産物の価格安定等に関する法律案の参議院回付案

○議長(前尾繁三郎君) 国立学校設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案

○議長(前尾繁三郎君) 右両案を一括して議題といたします。

〔本号末尾に掲載〕

○議長(前尾繁三郎君) 両案を一括して採決いたします。

○議長(前尾繁三郎君) 両案の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

昭和五十年四月十五日 衆議院会議録第十六号

澤在外公館の名を冠及び位に在り外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案　日本国と大韓民国との間の兩國に接する大陸朝の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求める件について

五四〇

出資に係る法人が行う備蓄施設の設置に必要な資金を投融資することができるようになります。

本案は、去る三月十四日本委員会に付託され、同月十八日、河本通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、以来、参考人を招致するなど、慎重な審査を重ね、三月二十八日質疑を終了し、採決いたしました結果、多数をもつて原案のとおり可

外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)○議長(前尾繁三郎君) 日程第二、在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、二月五日本委員会に付託され  
同月十  
三日、政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審  
議を行い、四月三日質疑を終了いたしましたとこ  
ろ、木野委員より、施行期日に関する修正案が提  
出され、趣旨説明の後、討論もなく、採決の結  
果、全会一致をもって、修正案のとおり修正議決  
すべきものと決しました。

る両国に隣接する大陸棚の北部の境界協定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚<sup>ハシマツ</sup>の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件及び外閣提出、日本国と大韓民間との間の両国に隣接する大陸棚<sup>ハシマツ</sup>の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案について、趣旨の説明を順次求めます。外務大臣宮澤喜一君。

なお、本案に対し、石油開発公団の立

確保並びに機能の強化、産油国の直接取扱原油の引き取り体制の整備、国際紛争のおそれがある地域の石油探鉱事業に対する公団投融资のあり方、直接利権取得の際の産油国の資源主権への配慮等に関する附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上  
御報告申し上げます。(推手)

○議長(前田繁三郎君) 採決いたします。  
本案の委員長の報告は可決であります。本案を  
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を  
求めます。

○議長(前尾繁三郎君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

## 日程第二 在外公館の名称及び位置並びに在

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

○奥田敬和君　ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、

第一に、グレナダ、バハマ及びギニア・ビサウに日本国大使館を、上海、アガナ及びマルセイユに日本国総領事館を、プラサセルに歐州共同体日本政府代表部をそれぞれ設置すること。

第二に、在勤基本手当の基準額及び研修員手当の額を改定すること  
であります。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

國務大臣總辭一君登壇

か。 本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありません

○國務大臣(宮澤喜一君) 昭和四十九年一月三十日  
日にソウルにおいて署名いたしました日本国と大  
韓民国との間の両国に隣接する大陸棚<sup>大陸棚</sup>の北部の境

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。  
よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

して、趣旨の御説明をいたします。

○日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明

政府は、日韓両国に隣接する大陸的な問題について、これを話し合いにより解決するとの方針に従つて、大韓民国政府との間で、かねてより交渉を重ねてまいりました。その結果、両国に隣接する大陸的な南部の北部の境界を画定すること及びこの大陸だなの南部における石油資源を共同で開発することについて合意が成立し、昭和四十九年一月三十日にソウルにおいて、わが方後官駐韓国大使と韓國側金外務部長官との間で、両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の署名が行なわれました。



する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案の趣旨でござります。（拍手）

#### 日本国と大韓民国との間の両国に接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求める件及び日本国と大韓民国との間の両国に接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

#### 官報（号外）

○議長（前尾繁三郎君） ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。水野清君。

〔水野清君登壇〕

○水野清君 ただいま御提案となりました協定について、私は、自由民主党を代表して、質問いたしました。

世界的にエネルギー資源の不足が叫ばれている今日、日本は、米ソに次ぐ最大のエネルギー消費国でありながら、先進工業国の中で、国内でのエネルギー資源生産量は最も少なく、石油の九九・七%を海外からの供給に依存している国であります。これらの必要資源を長期にわたり、安定かつ

正当な価格でいかにして確保するかは重要な問題です。あると同時に、石油供給源が制約されている今日の世界において、もし機会があれば、わが国も有望な海底油田を開発することは、日本の国益にとって最も緊急の課題であることは当然のことです。

今回提出された二つの協定により、日本が単独で開発し得ることとなる区域及び日韓双方で共同開発することとなる区域の埋蔵が予想される有望な地域であり、ここにおいて石油並びに天然ガス資源の開発を試みることは、時宜を得たというより、むしろ遅きに失したとも思つてあります。

しかし、この協定締結の是非を判断するに当たつて、果たして今回ののような処理が国益、法理に照らして妥当であるのか、また、より大きな将来の資源開発にとって障害とはならないのか、そうした深く広い判断が必要であると思うのであります。それらの点につき、総理及び関係閣僚に質問をいたしたいと存じます。

今回の二協定のうち、対馬周辺の北部区域を取り決めたものは、境界線を日本の主張どおり中間線に定めているのに対し、南部区域に関する協定

さらに、新しい法理による共同開発構想は、國際法上の立場をたた上げて留保しておるとはいえ、従来からの日本側の大陸的な境界線の論拠である等距離中間線論を、新構想で事実上放棄したことにならないか、将来、このことが、他国との大陸的な境界画定交渉や、資源開発の話し合いの際に支障を来すことになるのではないかと、危惧の念を抱く論議もあります。これらの点につき、外務大臣より明確な御答弁をいただきたいと存じます。

さらに、中国との関係であります。

昨年二月四日、中国は、その外交部スポーツマンの声明で、これは中国に対する主権侵害であり、中国政府は断じて同意するわけにはいかないとの抗議声明を発表しております。隣接国に近い海底油田の開発は、とかく国際紛争の種として長い間くすぶりがちなることは、北海油田

ます。

しかし、その解決策について、韓国側が一方的に鉱区を設定した、その既成事実に押されて、日本側が必要以上の妥協をしたのではないかという疑問を差しはさむ論議があります。たとえば、協定に添付されておりました地図を見ても、この地域はわが国に接しておられます。韓国の主張する自然の延長論との関連でこのようになつたのだと説明がなされていますが、それでもなお、なぜこのような位置に共同開発区域が設定されなければならなかつたのか、疑問を述べる向きも多いのであります。

さらに、新しい法理による共同開発構想は、國際法上の立場をたた上げて留保しておるとはいえ、従来からの日本側の大陸的な境界線の論拠である等距離中間線論を、新構想で事実上放棄したことにならないか、将来、このことが、他国との大陸的な境界画定交渉や、資源開発の話し合いの際に支障を来すことになるのではないかと、危惧の念を抱く論議もあります。これらの点につき、外務大臣より明確な御答弁を外務大臣に求めるものであります。明確な御答弁を外務大臣に求めるものであります。

ワルトハイム国連事務総長が、今世紀後半の最長理論とで論議がかみ合わず、そうした法理論は、日本の主張の等距離中間線理論と、韓国との自然資源開発に對し、南部区域に関する協定は、日本側がその新しい制度を受諾したと仮定しますと、今回の共同開発区域は、日韓双方の經濟水域の重複する部分の中間線よりもわが方の側に入ることになります。もちろん、經濟水域の分割が、そのまま海底の大陸的な分割になるという単純な論旨を展開するのではありませんが、このように海洋の秩序が未確定な現在、韓国との共同開発という道を、いま選択するのが正しいかどうかという疑問を述べる向きもあります。

さらに、この協定の有効期間は五十年の長期にわたるものであり、世界の海洋制度が革命的変化を遂げようとしているときに、二十一世紀までに及ぶ日本の海洋開発に、みずから制約を加えるおそれはないと言いつけるかどうかという問題もあります。明確な御答弁を外務大臣に求めるものであります。

さらに、中国との関係であります。

昨年二月四日、中国は、その外交部スポーツマンの声明で、これは中国に対する主権侵害であり、中国政府は断じて同意するわけにはいかないとの抗議声明を発表しております。隣接国に近い海底油田の開発は、とかく国際紛争の種として長い間くすぶりがちなることは、北海油田



だなであるという、そのような主張は国際司法裁判所の支持を得ておる主張でござりますので、そういう立場に立ちますと、御指摘のように、韓国からの自然延長の地域は相当長いことになるわけでござります。

たがいまして、共同開発地域は、いわば韓国の大  
陸だなに全部属するというような議論になつてま  
いるわけであります。

に考え方まして、どのような状況になりますても、この際、両国との間で共同開発地域を設定しておきますことが、わが国の国益にならう、かように考えた次第であります。

好にも資するものである、さように考えておりま  
す。

と申しますのは、わが国の西側にすぐ深い海溝がござります。五島列島の西から鹿児島湾の入り口、さらに屋久島を通りまして沖縄に至ります海溝、これが深い海溝の東側でござります。したがいまして、韓国から申しますと、韓国の大陸だなれば、中間線を越えまして、はるかに東へ延びまして、ただいまの海溝の一番深いところまで延びる

な大陸だの境界に関するわが国の法的な立場を損なうものでない、そういう立場を放棄するものでないという立場において共同開発地域を設けたということは、この条約の二十八条に書いてござりますとおりで、そのような法的立場を、今後とも国際的に害することはないというふうに考えております。

これは多少技術的なことになりますが、この種類の投資が比較的長い期間を安定期間として求めておりますことは御承知のとおりと存じますが、これが国の場合、鉱業法では探査期間が八年、採掘権の有効期間は無期限でございます。韓国の場合には、探査期間が十年、採掘権の有効期間が四十年でございますので、まず五十年というものが、安

染につきましては、両国の間に文書交換の手続をいたしております。また、万一の場合の救済措置についても定めてござります。法的には十分準備をいたしておりますつもりでござりますが、政府といたしましても、御指摘のような危惧が現実になりますせんように、万全の配慮をいたす所存でございまます。(拍手)

假 (号 外)

官

中間線を越えて韓國の方へ延びるという法理論は、どう考えましても、自然延長論からは立ちにくいということになるわけでござります。  
したがいまして、このたび設定いたしました共同開発地域は、自然延長論の立場に立ちますと、これは実は韓國の大陸だなに全部設けられるということになつてしまふわけでございまして、そういう意味で、平面図で見ますと、この地域は確かにわが国にかなり寄つておるというふうに見られるわけでござりますけれども、これは、そのような海溝がわが国の九州の西側から沖縄に向かつて走つておるという、そういう海の地形のゆえにそういう状況になる。自然延長論から見ますと、し

は、しまだ未知数でござりますが、仮にとのよう  
な帰属になりましても、この地域の大部分、ほと  
んど四分の三ぐらいが韓国の經濟水域二百海里的  
中に入ります。もとより、わが國の經濟水域二百  
海里の中に全部包含されることは当然でございま  
すが、その程度の競合が起こりますので、その場  
合、両者をいかにして調整するかという問題は、  
やはり両国間の話し合いに残されることになるで  
あるうといふに考へるわけでござります。し  
かもその際、いわゆる國際大陸棚條約に基づぐ大  
陸だなの理論といふものは、海洋法でも当然に取  
り入れられて、両者が併存することになり、その  
場合、韓國側の自然延長論が残る、こういうふう

かございました  
日韓関係一般との関係でござりますが、確かに  
今日の日韓関係は満足すべき状態にはない。私ども  
もといたしましては、できるだけわが国として  
最善の努力をいたしまして、日韓関係を円滑な状  
態にいたしたいと考えております。  
本来、大陸だな資源の開発につきましては、關  
係の間でしばしば國際紛争が起これやすくて、こ  
のために、本條約のための交渉も七年に及んだ  
けれどございますが、私どもとしては、ここでよ  
く合意ができましたので、この條約をお認め  
ただくことが、わが國の國益に資すると考えて  
りますことはもとよりございますが、兩國のこ

○河上民雄君 秘は日本社会党を代表して、だいま趣旨説明のありました日韓大陸棚協定について、總理並びに閣僚に御質問いたしました。その質問に先立ちまして、この協定の提出の方法について異議を申し述べておきたいと思います。

本来、性格の全く異なる二つの協定を一本にして提出して国会の審議を求めるることは、きわめて不当であります。この点について、まず外相の目解をお伺いしたいと思います。

さて、エネルギー資源の不足が叫ばれております今日、石油の九九%まで海外に依存しているが國が、日本近海の大陵的な石油開発を推進す

それから、海洋法との関係で、経済水域三百海里が設定された場合の問題であります。海洋法会議の結論が、どの段階でどのように出ますか

した投資を必要といたしますと、妥当な期間でないかと考へたわけでござります。

○謹長(前尾繁三郎君) 河上民雄君

〔河上民雄君登壇〕

河上民雄君登壇

中間線を越えて韓国の方へ延びるという法理論は、どう考えましても、自然延長論からは立ちにくいことになるわけでござります。

したがいまして、このたび設定いたしました共同開発地域は、自然延長論の立場に立ちますと、これは実は韓國の大陸だなに全部設けられるとい

は、しまだ未知数でござりますが仮にとのよう  
な帰趨になりましても、この地域の大部分、ほと  
んど四分の三ぐらいが韓国の經濟水域二百海里の  
中に入ります。もとより、わが國の經濟水域二百  
海里の中に全部包含されることは当然でございま  
すが、その程度の競合が起りますので、その場

かございました  
日韓関係一般との関係でございますが、確かに今日は日韓関係は満足すべき状態にはない。私はもといたしましては、できるだけわが国として最も善の努力をいたしまして、日韓関係を円滑な状態にいたしたいと考えております。

○海上民籠署 秘書 日本国社会党を代表して  
だいま趣旨説明のありました日韓大陸棚協定について、總理並びに関係閣僚に御質問いたします。  
その質問に先立ちまして、この協定の提出の方法について異議を申し述べておきたいと思いま  
す。

うことになつてしまつたわけではございまして、そういう意味で、平面図で見ますと、この地域は確かにわが国にかなり寄つておるというふうに見られるわけでござりますけれども、これは、そのような海溝がわが国の九州の西側から沖縄に向かつて走つておるという、そういう海の地形のゆえにそういう状況になる。自然延長論から見ますと、し

合、両者をいかにして調整するかという問題は、やはり両国間の話し合いに残されることになるであろうと、いうふうに考えるわけでござります。しかもその際、いわゆる国際大陸棚条約に基づぐ大陸だなの理論といふものは、海洋法でも当然に取り入れられて、両者が併存することになり、その場合、韓国側の自然延長論が残る、こういうふう

本来、大陸だな資源の開発につきましては、關係國の間でしばしば國際紛争が起こりやすく、このために、本條約のための交渉も七年に及んだけれどございますが、私どもとしては、ここでようやく合意ができましたので、この條約をお認めいたしますことはあとよりでございますが、両國の

本来、性格の全く異なる二つの協定を一本に一  
て提出して国会の審議を求めるることは、きわめて  
不当であります。この点について、まず外相の目  
解をお伺いいたしたいと思います。

さて、エネルギー資源の不足が叫ばれておりま  
す今日、石油の九九%まで海外に依存して いる上  
が国が、日本近海の大陸だな石油開発を推進する

ことは、時代の要請でもござります。しかし、日本周辺の大陸的な開発については、わが国の國益を守るとともに、アジア周辺諸国との協調を保たなければなりません。今回御提案になりました協定は、その意味において、今後の日本のアジア外交あるいは海洋政策一般の根幹に触れる問題を多くはらんでおりますので、それらの点について私は御質問いたしたいと存じます。

まずは第一に、日本の大陸的な境界に関する考え方では、従来、大陸棚条約第六条に言う等距離中間線理論であったはずであります。かつ、今回の協定の交渉過程におきましても、政府は中間線理論を主張したと聞いております。当然、中間線理論をとれば、今回の共同開発区域の全部はすっぽり中間線よりわが国側に入り、わが国の主権的権利の及ぶ地域であるはずであります。しかるに、今回協定では、そこが共同開発区域として、韓国との主権的権利が同時に及ぶことになつております。これは自然延長理論にわが国が屈服し、その結果、従来からの日本側の主張する中間線理論を放棄してしまったことにはかなないと私は思うのでござります。(拍手)このことは、海洋法会議その他の外交交渉におけるわが国の立場を著しく傷つけるものと言わなければなりませんが、三木総理は、この点についてどのようにお考えでいらっしゃいますか。

中国の大陸だなに対する考え方は自然延長論であり、東シナ海の大部分は中国の大陸だなであると主張しております。地質学的に言えば、本協定に言う共同開発区域は、むしろ韓國の大陸だなであるというより、中国の大陸だなに属すると言われております。中国は、すでに昨年二月、外交部スポーツマン声明で、本協定に対し、これは中国に対する主権侵害であり、中国政府は絶対に容認できませんとの抗議をしてきました。朝鮮民主主義人民共和国においても、ほほ同趣旨の抗議を発しているのであります。

大陸棚条約によれば、「大陸棚が隣接している場合」その境界は第一次的に当事者同士の合意で決定され、合意がない場合、中間線をとるとされております。今回の共同開発区域は、まさしく日本側に隣接している区域であり、当然第一次的に中国との合意を求めなければならない区域であると思うが、なぜ中国と話し合いをしてからこの協定を結ばなかったのか、お尋ねいたしたいと思います。(拍手)

中国側が共同開発区域は中国の大陸だなであると言ふ論拠に対し、日本側の等距離中間線理論を放棄して韓國の自然延長論を暗黙に認めてしまった今日、中国側の論拠に対抗することはできないと思いますが、いかがでございましょうか。

このように、中国を無視して既成事實をつくら上げてしまふことは、将来の東シナ海における土地だな問題を非常に困難なものにしてしまうおそれ

約締結に支障を来すのではないかと恐れるものであります。この協定が、また日中平和友好条約がありますが、三木総理のお考えはどうでござりますか。

日韓両国の関係は、先ほど來論せられておりましたように、金大中事件一つととりましても、事の真相は何ら解明されないままに、韓国政府の一方的な断定と高圧的な態度のもとで処理され、それにに対する日本政府の自主性も、長期的な展望も欠いて、こそくな妥協策で決着をつけようとしております。また、韓国内における激しい民主化改革に対し、朴政権の弾圧は日増しに強化されております。かかるときに、このような日本にとって不利な益な協定をあえて結ぶことは、政治的、経済的理由で立った朴政権にてこ入れするものと見られても、弁解の余地はないのであります。

朴政権は、大陸棚協定に基づく海底開発の権利を、すでに米国系メジャーにそれぞれ売り渡しましたと伝えられております。この協定には、まさに日本米韓三国の資本がかんでいると言わなければなりません。自民党の内部においてさえ、この協定が

さるましょうか。  
さらに、次の点を指摘しなければなりません。  
現在、ジーネーブにおいて第三次国連海洋法会議が開催され、会議の重要な議題であります経済水域二百海里については、コンセンサスが得たとされております。利害が絡む経済水域二百海里が設定されますと、今回の共同開発区域は、全部わが国の経済水域に入ってしまうのであります。  
政府は、あらゆる機会に、たとえば国際海峡の自由航行については、新しい海洋法の創設であり、海洋法会議の帰趨を待つて、その時点で判断するとの答弁を繰り返してまいりました。海洋法会議においては、いまだ経済水域と大陸だなどの関係の法的地位はまだ結論が出ておりません。当然、政府の考え方からすれば、海洋法会議の結果を待たなければ、この協定は提出できないはずであります。しかし、今回この協定を締結することには、従来の政府答弁からして、矛盾もはなはだしいと言わなければなりません。この点につきまして、外務大臣はどういうお考えを持っておられるか、お伺いいたしたいと思います。(拍手)  
この協定は、一つの区域に二国の国家の管轄権を及ぼして開発するという、これまでの国際法概念では律し得ない新しい法理による国際法だと思います。ありますけれども、いかがございましょうか。だとするならば、それを日韓両国において、

ある種の妥協で、安易に新しい国際法理をつくり出し、それに基づいて海底を開発することは、はなはだ危険であり、日本の将来の海洋開発にみずから制約を加えるおそれがあると思いますが、いかがございましょうか。

さらに、共同開発区域における石油については、エカフェの調査では有望視された報告が提出されていますが、政府としては、石油の埋蔵量について、どのような科学的裏づけをもってこの協定を結ばうとされるのか、明らかにされたいと思ひます。

わが国の石油等の開発については、鉱業法に基づき先願主義がとられており、日韓大陸棚協定によつて開発区域とされている地域には、すでに現行法に基づき、三社つまり帝石、日本石油開発、西日本石油開発が鉱業権の出願をしております。ところが、日韓大陸棚協定に伴う特別措置法では能力主義をとり、経理的、基礎技術的能力によって鉱業権を設定することとしておりますけれども、この特別措置法では、すでに出願されている三社の鉱業権をどう取り扱うのか、お伺いいたします。

また、日本の近海の海底資源調査につきましては、うわさによれば、占領当時米軍によりすでに行われておりますけれども、このようないわざが真実であるといたしますならば、政府としてはどのように対処せられるつもりか、伺いたいと思います。

他方、最も懸念されることは、今日石油公害も起こさず有効に海底資源を探査する技術的な方法がないと言わわれている段階で、ただがむしゃらに膨大な資金をつき込み開発した結果、海洋汚染、漁場の荒廃が起こる可能性がきわめて大きいことがあります。特にその区域は、わが国にとって以西底びき網、沿岸漁業、冲合い漁業が盛んな場所であります。協定によれば、「漁業の正当な活動が不当に影響されない」よう調整すると、抽象的に規定されているのみで、大陸だな開発と漁場の保存、保護との調整を、本質的に、また具体的にいかがお考えでいらっしゃいますか。

最後に、この協定の有効期間が五十年に及ぶことは重大であります。いま外務大臣から、その点について技術的な御説明がございましたが、近々二十年にわたる宇宙開発の目覚ましい発展を思うと、向こう五十年の海洋開発の発展は、われわれの予想をはるかに超えたものになるであろうということは想像にかたくないのです。

海底資源開発をめぐる論議が、国連でマルタの代表によつて初めてなされて以来まだ数年しかなっていないのに、これだけ劇的な変化が今日世界で起つてゐることを思うとき、向こう五十年の長きにわたつてこの協定を締結することは、現在のようになります。

日本国民のみならず、将来の日本国民に対する悔いを残すことになるのではないかと私は憂えるものであります。

いずれにせよ、大陸だな問題については、現在海洋法会議において合理的な解決を目指して各国で努力がなされているとき、それに逆行するような内容の協定を拙速をもつて結ぶことは、厳しく慎むべきであると私は考える次第でござります。(拍手)

総理並びに議員諸公におかれましては、この問題を真剣に考えていただきたいと思います。私は、このことを強くお訴えいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

○内閣総理大臣(三木武夫君) 河上君の御質問にお答えをいたします。

中国との関係については、先ほど水野君にお答えしたとおりに考えております。

また、この協定は国益に反するものではないかという御質問でございます。

数年にわたつて長い間交渉して、日韓大陸だなの境界線については、両国の主張が平行線をたどつて、いつまでたつてもその地域の石油開発はできないと判断いたしました。他方、日本のエネルギー事情にかんがみて、この際、法的な立場は立場として、これを損なわない形で、問題を現実的に解決することがよいと判断して、本協定に署名をいたしたわけであります。したがつて、本協定を締結しても、日本の従来主張してきた中間線理論の立場は、何ら損なうことはないと考えております。

また、これを考え方でどうかという御質問でございましたが、本協定はお互いの立場を損なわない形で資源の有効利用を図ろうとするもので、わが国のエネルギー事情から見まして、国益にかなうものと考えます。

本協定は、すなわち、大陸だなの北部については、両国の法的な立場が合致しているので、ここでは中間線の原則で境界を画定いたしました。大陸だなの南部については、両国の主張が、日本は中間線論をとり、韓国は自然延長論をとりまして、これが対立して平行線をたどつたので、境界を画定することなく、共同開発することにいたしました。本協定は、わが国の利益にも合致すると思っておりますので、これを根本的に考え直す考え方を持つております。

お答えをいたします。(拍手)

○國務大臣(宮澤喜一君) わが国は持つております中間線論というものを放棄したものではないということは、ただいま総理がお述べになりましたのでございますが、この協定の第二十八条たとおりでございますが、この協定の第二十八条に、「この協定のいかなる規定も、大陸棚の境界画定に関する各締約国の立場を害するものとみなしてはならない」と書いてございますのも、同様な趣旨でございます。







国際電気通信条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件

## (議案受領)

一、去る三月三十一日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

特許法等の一部を改正する法律案

一、去る三月三十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案

建設労働法案

一、去る一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

人口の急激な増加に伴う公共施設及び公益的施設の整備に関する特別措置法案(上林繁次郎君外一名提出、衆法第二五号)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案  
(神崎敏雄君外一名提出、衆法第二六号)  
特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)(参議院送付)

以上三件 商工委員会 付託

一、去る三月三十一日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別措置法(小平芳平君外一名提出、参法第一三号)

(予) 社会労働委員会 付託

(參約付託)

一、去る三月二十八日、参議院に送付した条約は次のとおりである。

母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別措置法(浜本万三君提出、参法第一一号)

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案(須藤五郎君外一名提出、参法第一〇号)(予)

商工委員会 付託

一、去る三月三十一日、委員会に付託された条約は次のとおりである。

国際電気通信条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件(条約第五号)(参議院送付)

外務委員会 付託

一、去る三月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

## (議案付託)

健全化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(井岡大治君外六名提出、衆法第二七号)

地方行政委員会 付託

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等

の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

農林水産委員会 付託

一、去る三月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案(神崎敏雄君外一名提出、参法第一二号)(予)

地方行政委員会 付託

一、去る三日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別措置法(小平芳平君外一名提出、参法第一三号)

(予) 社会労働委員会 付託

(參約送付)

一、去る三月二十八日、参議院に送付した条約は次のとおりである。

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定の議定書の変更に関する第二確認書の締結について承認を求めるの件

（議院運営委員長提出）

一、去る三月二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

一、去る三月二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る三月三十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案(神崎敏雄君外一名提出)

（議院運営委員長提出）

健全化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(井岡大治君外六名提出、衆法第二七号)

地方行政委員会 付託

に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案  
(神崎敏雄君外一名提出)  
一、去る一日、予備審査のため次の本院議員提出  
案を参議院に送付した。  
地方公営企業法及び地方公営交通事業の経営の  
健全化の促進に関する法律の一部を改正する法  
律案(井岡大治君外六名提出)

(回付議案受領)

一、去る三月三十一日、参議院から回付された内  
閣提出案は次のとおりである。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正  
する法律案

一、去る二日、参議院から回付された内閣提出案  
は次のとおりである。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

(条約通知書受領)

一、去る二月三十一日、参議院において次の件を  
議決した旨の通知書を受領した。

日本国と中華人民共和国との間の海運協定の締  
結について承認を求めるの件  
(議案通知書受領)

一、去る三月三十一日、参議院において次の本院  
提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律  
の一部を改正する法律案

国会における各会派に対する立法事務費の交付  
に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を  
改正する法律案  
(質問書提出)

國立国会図書館法の規定により行政各部門に置  
かれる支部図書館及びその職員に関する法律の  
一部を改正する法律案

一、去る三月二十九日、議員から提出した質問主  
意書は次のとおりである。

入浜権に関する再質問主意書(田中武夫君提出)

一、去る三月三十一日、参議院において次の内閣  
提出案を可決した旨の通知書を受領した。

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律  
案

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する  
法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正  
する法律案

新東京国際空港建設事業に係る土地収用法の發  
動(事業認定処分)に関する質問主意書(金瀬俊  
雄君提出)

一、去る三月二十八日、内閣から次の答弁書を受  
領した。

衆議院議員田中武夫君提出入浜権に関する質問  
に対する答弁書

一、去る三月三十一日、参議院において次の内閣  
提出案を承認することを議決した旨の通知書を  
受領した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認  
を求めるの件

一、去る二日、参議院において次の内閣提出案を  
可決した旨の通知書を受領した。

昭和五十年度一般会計予算

昭和五十年度特別会計予算

昭和五十年度政府関係機関予算  
(質問書提出)

一、去る三月二十九日、議員から提出した質問主  
意書は次のとおりである。

入浜権に関する再質問主意書(田中武夫君提出)

一、去る三月三十一日、議員から提出した質問主  
意書は次のとおりである。

戦災傷病者に対する特別援護措置に関する第三  
回質問主意書(渡辺武三君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次  
のとおりである。

新東京国際空港建設事業に係る土地収用法の發  
動(事業認定処分)に関する質問主意書(金瀬俊  
雄君提出)

一、去る三月二十八日、内閣から次の答弁書を受  
領した。

衆議院議員田中武夫君提出入浜権に関する質問  
に対する答弁書

一、去る三月三十一日、参議院において次の内閣  
提出案を承認することを議決した旨の通知書を  
受領した。

右の質問主意書を提出する。

昭和五十年三月十九日

提出者 田中 武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

入浜権に関する質問主意書

去る二月二十七日予算委員会第一分科会(同日  
予算委員会第一分科会議録第四号二十六頁ないし

二十八頁参照)において、本件に関する質問をし  
たところ、持時間の都合もあり、特に法務省古館  
参事官(政府委員ではなく説明員である。私は特  
に政府委員の出席を求め、同政府委員室もこのこ  
とは了承していた)の説明及びその態度等に納得  
がいかないので、国会法第七十四条による質問主  
意書を提出する。

なお、その答弁をもつて、法務、決算各委員会  
又は、公害対策並びに環境保全特別委員会等で改  
めて質問する。

根拠を示し、説明して頂きたい

一、白砂青松といわれた由緒ゆかしい名勝の地、  
瀬戸内海及びその海岸を死の海と化し、きれい  
な海岸を住民から奪った責任は一体誰にあるの  
か。

生産第一主義高度成長政策をとつてきた政  
府、海岸埋立の許(認)可をし、それを実施し  
てきた地方自治体なのか。その埋立地や海岸に  
進出し、公害を垂流した無責任企業なのか。政  
治、社会的責任及び法的根拠等に基づき、具體  
的にその責任の帰属を明らかにされたい。

ケースバイケース等というような抽象的お座  
なりな答弁では了承できない。

三、入浜権主張の根拠は「元来、海は万民のもの  
であり、地域の住民は自由に海岸に出て、潮く  
み、流木拾い、貝採り、釣魚、のり摘みなどを  
行つて来た。山でいえば入会権のようなもので

法律以前の人権、生活権だった。市民は憲法でいう、よい環境のもとで生活できる権利の一部として、海岸を散策し、釣り、水泳のできることなどが保障されよい。」というものであり、入会権にちなんで入浜権といつて住民運動を起こしている。私は入浜権即入会権とまではいわぬが、入浜権主張の一根据となると思うがどうか。(会議録二十七頁第一段五行目以下参照)

入会権に関する民法第二百六十三条、第二百九十四条はいずれも「慣習に従う」とあり、いずれもその地方の慣習が優先する。海浜において海水浴、潮干狩り、魚釣り等についてその地方に古くより慣習がある場合はどうか。また民法第二百六十三条、第二百九十四条の「慣習」をどう解するのか承りたい。

四 政府は国民の生活権、自然環境保全を確保する義務があり、生活環境保全、改善についてどう考えているのか。

五 現に兵庫県高砂市では市民(住民)運動として、同市長及び各企業に対し質問書などをもつて、せめて遊歩道ぐらいは造つて欲しいと要求しているが、いずれも何ら具体的な回答がないと聞いている。政府は地方自治体及び各企業に対し、これを解決するためにはどのような指導をされるか。またこの種の市民(住民)運動は同じような環境にある各地にその運動の輪が広がると思うが、これに対する対策をどう考えられるか方針を承りたい。

法律以前の人権、生活権だつた。市民は憲法でいう、よい環境のもとで生活できる権利の一部として、海岸を散策し、釣り、水泳のできることなどが保障されよい。」といふものであり、入会権にちなんで入浜権といつて住民運動を起こしている。私は入浜権即入会権とまではいわぬが、入浜権主張の一根据となると思うがどうか。(会議録二十七頁第一段五行目以下参照)

六 当日の分科会において法務省古館説明員は「私どもは……民法を所管している官庁でござりますので……」(会議録二十七頁第一段終りから十二行目以下参照)一この説明員はまさか法務省設置法を知らないとは思わないが、私は何も民法所管の説明員の出席を求めるものでもなく、関係政府委員の出席を求めるものであり、法務省は何も民法のみを所管しているものではないと思うが、この説明をどう思うか。またこれに関連して国会法第六十九条、第七十条、第七十一条の政府委員(毎国会ごとに内閣総理大臣が政府委員を任命し、議長に通知、議長がこれを承認する)と説明員はどう違うのか。私は説明員は単に事実について説明する者であると理解し、説明員は個人の主観を国会(委員会)において述べるべきではない

下参考)がある)この失費等は今、直ちに訴訟(民事、行政)などで、損害賠償を請求することなど私は考えていないが、いずれ誰かが、何らかの方法で補償すべきものと思うが、政府はどう考えるか。

右質問する。

昭和五十年三月二十八日

内閣総理大臣 三木 武夫  
衆議院議長 前尾繁三郎殿  
衆議院議員田中武夫君提出入浜権に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田中武夫君提出入浜権に関する質問に対する答弁書

一について

浜辺の土地については、国有のものとそうでないものとがある。

二について

過去における工業開発等による経済成長は、国民の所得水準の向上等国民生活の物的豊かさをもたらしてきただが、反面、公害や自然破壊の激化を招いたところである。

三について

このよう反省や教訓のうえに立つて、近年公害防止とともに貴重な自然を保護し、生活環境の保全を図るために、政府としては、これまで汚染物質の排出等に関する規制、公有水面の埋立に関する規制、環境影響評価の実施、公害防止のための社会資本の充実等を積極的に推進してきたところであるが、今後ともこれらの施策を一層強力に展開し、生活環境の改善と良好な生活環境の保持に努めてまいる所存である。

六 当日の分科会において法務省古館説明員は「私どもは……民法を所管している官庁でござりますので……」(会議録二十七頁第一段終りから十二行目以下参照)一この説明員はまさか法務省設置法を知らないとは思わないが、私は何も民法所管の説明員の出席を求めるものでもなく、関係政府委員の出席を求めるものであり、法務省は何も民法のみを所管しているものではないと思うが、この説明をどう思うか。またこれに関連して国会法第六十九条、第七十条、第七十一条の政府委員(毎国会ごとに内閣総理大臣が政府委員を任命し、議長に通知、議長がこれを承認する)と説明員はどう違うのか。私は説明員は単に事実について説明する者であると理解し、説明員は個人の主観を国会(委員会)において述べるべきではない

下参考)がある)この失費等は今、直ちに訴訟(民事、行政)などで、損害賠償を請求することなど私は考えていないが、いずれ誰かが、何らかの方法で補償すべきものと思うが、政府はどう考えるか。

右質問する。

昭和五十年三月二十八日

内閣総理大臣 三木 武夫  
衆議院議長 前尾繁三郎殿  
衆議院議員田中武夫君提出入浜権に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田中武夫君提出入浜権に関する質問に対する答弁書

一について

浜辺の土地については、国有のものとそうでないものとがある。

二について

過去における工業開発等による経済成長は、国民の所得水準の向上等国民生活の物的豊かさをもたらしてきただが、反面、公害や自然破壊の激化を招いたところである。

三について

このよう反省や教訓のうえに立つて、近年公害防止とともに貴重な自然を保護し、生活環境の保全を図るために、政府としては、これまで汚染物質の排出等に関する規制、公有水面の埋立に関する規制、環境影響評価の実施、公害防止のための社会資本の充実等を積極的に推進してきたところであるが、今後ともこれらの施策を一層強力に展開し、生活環境の改善と良好な生活環境の保持に努めてまいる所存である。

## (外)号

## 五について

一般的には、企業が地域に立地する以上、その地域住民との融和に努ることは当然必要であり、安全確保等に支障のない範囲で広場、緑地等を広く開放することは望ましいことと考える。

高砂市の件については、地域住民の要求の趣旨を配慮して、当事者間で実情に即した円満な解決が図られるよう期待しているところであるが、各企業に対して、地域社会の一員としての自覚の下に、地方公共団体の適切な助言を受け、地域住民との可能な一致点を見い出すべく十分話し合うよう必要があれば指導することとしたい。

なお、この種の地域住民の要求があつた場合には、地方公共団体、関係企業及び地域住民が話し合つて、地域の実情に即した円満な解決が図られることを期待する。

六について

民法は法務省の所管する法律であり、説明員

は、民法上の観点から、入浜権と称されるものの権利性に関する問題について説明する趣旨で述べたものである。

七について

具体的な事案の内容にもよることであるが、一般的に言えば、美しく、楽しい海浜を奪われたという理由だけで、補償を請求することは困難であると考える。

## なお、国民の健全なレクリエーションの場を確保するためにも、環境の保全をはかることは

極めて重要であるので、政府としても一層その推進に努めてまいりたい。

右答弁する。

一、去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員日野吉夫君提出光洋精工の労使紛争に関する質問に対する答弁書

右の質問主意書を提出する。  
昭和五十年三月二十七日  
提出者 日野 吉夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

光洋精工の労使紛争に関する質問主意書

大阪市南区鶴谷西之町二番地日生ビル内に本社を置く、光洋精工株式会社(以下会社といふ)の労使紛争について次の事項について質問したい。

一、昭和四十九年十一月以降、会社の全国金属労働組合光洋精工支部(以下支部といふ)への不当労働行為、暴力行為による支部への組織分裂攻撃によつて、会社と支部並びにその上級組織で

ある全国金属労働組合(以下全金といふ)との間に労使の紛争が起つてゐるが、その経過と現状について明らかにされたい。

二、支部の組合員から会社の労働基準法違反の事実について、労働基準法第百四条に基づく申告決定の内容、執行状況について明らかにするとともに、会社・第二組合に不法行為が、また暴

## などがされているが、その件数と処理状況について明らかにされたい。

三、支部組合員で会社三鷹工場(東京都三鷹市)の従業員である沖山一弘、青木徳一の両名を支部組合員であるという理由で、昨年十二月頃から会社内で村八分にし、又、自宅まで会社と第二組合員が押しかけたりしたために、両名とその家族はノイローゼギミになり、支部を脱退せざるを得ないという人権侵害の事実が行われたといわれているがその真相を明らかにされたい。

四、支部・全金が会社の不当労働行為について、東京、大阪、徳島などの地方労働委員会に救済申立を行つてゐると聞いているが、その救済内容と進行状況について明らかにされたい。

五、会社の不当労働行為によつて昭和五十年一月七日、光洋精工労働組合(以下第二組合といふ)による分裂集団が結成されたといわれている。この第二組合と会社が一体になつて、支部が占有している組合事務所を暴力で占拠するという事実が発生している。

これに対し会社国分工場(大阪府柏原市)内の支部組合事務所の占有について、大阪地方裁判所から、会社並びに第二組合の不法行為を禁止し、支部にその占有を返せという趣旨の仮処分決定がなされ、会社・第二組合が執行官によつて排除されたといわれるが、その経過と板処分

## 力行為の事実があつたのかどうか明らかにされたい。

六、国分工場の支部組合事務所の占有についての仮処分決定直後の昭和五十年三月二十日午後三時頃会社・高松工場(香川県)内の支部組合事務所に、会社・第二組合数百名が乱入し、暴力をもつて事務所で組合事務に携わつていた支部十一名が負傷する事件が発生したといわれれるが事実関係について明らかにされたい。

七、国分工場の支部組合事務所は仮処分決定により支部にその占有がもどつたが、会社・第二組合は連日数百名を動員して、支部組合員を五時間以上も閉じこめ便所にも行かせず、更に組合事務所にアンモニヤガスを流し、又、天井に穴を開け、そこから水を流して組合事務所内を水浸しにする暴挙を加え、支部組合員数名が第二組合の川口会計らに暴行を受け負傷するという行為を繰り返している。支部はこの暴力行為に耐えかねて警察に通報したところ、現場に到着した柏原警察署の高野警備係長にまで暴行を加えたといわれている。

これに対し支部組合員より被害届・告訴などを警察にされたというが、その処理状況及び会社・第二組合の暴力について政府の見解を示されたい。

八、会社内には今なおこのような労使紛争が続いているが、本年四月に国審として来日するル



## 官報号外

ルーマニア国チャウシェスク大統領の会社の

国分工場の視察は、ルーマニア政府より表明された誠い希望に基づいてアレンジしたものである。同政府が、同工場の視察を希望したのは、

会社がルーマニアのアレキサンドリア市に向け

て輸出したボール・ベアリング製造設備の生産

能力等を同政府が高く評価していることがその

背景と考えられる。かかる事情にかんがみ、同

工場視察の日程を作成したものであるが、同大

統領が同工場を視察される際には、関係者がこ

ぞつて歓迎し、同大統領の視察がつつがなく行

われ、その目的が十分に達成されることが望ま

しいと考える。

九について

質問の内容におけると同趣旨の要望書が、昭

和五十年三月二十八日に関係労使に提示され、

労使双方ともこれを受諾したと聞いている。

政府としては、事態の推移に关心を払いつ

つ、これまで、関係都府県を通じ、情勢のは握

に努めてきたところであるが、今後関係労使が

十分話し合つて、平和裡にかつ速やかにこの紛

争を解決することを期待するとともに、労使の

自主的解決の努力に積極的に協力してまいり考

えである。

右答弁する。

一、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員田中武夫君提出入浜権に関する再質

問に対する答弁書

衆議院議員渡辺武三君提出戦災傷病者に対する

特別援護措置に関する第三回質問に対する答弁

書

であるが、具体的な諸施策について承りたい。

五 抽象的なことではなく、円満な解決のため政

府は具体的にいかなる指導を行い解決を図らう

としているのか承りたい。

六 質問に対する答弁になつてない。政府委員

と説明員との国会法上の相違及び古館説明員は

民法を所管している官庁（二月二十七日予算

委員会第一分科会議録第四号）十七頁第一段終

りから十二行目及び十一行目）と説明している。

この点についてどうか承りたい。

七 質問書で補償について、いずれ誰かが何らか

の方法で補償すべきものと思うが」と云つてお

り、直ちに訴訟（民事、行政）手段に訴えるとは

云つていない。よつて、健全なレクリエーション

の場を確保するため政府の具体的方策を承

りたい。

右質問する。

二 風光明びな瀬戸内海浜を住民から奪つた責任

について明らかにされていない。具体的に（例

えば加古川市、高砂市の海浜）法に基づき、い

かなる措置をとつたか承りたい。

三 加古川、高砂の海浜についてどのような慣習

があり、近辺の住民はどのような権利を持つて

いたか調査の結果に基づき政府の考え方を承り

たい。なお、入会権は山林原野に限るのか、海

浜には及ばないのか法的に承りたい。

四 現に問題となつている地区（加古川、高砂の

地などもあり、それぞれの経緯により区分され

るのであるが、後者の例としては、私人所有の

土地が自然現象によつて浜辺になつているもの

がある。

二について

加古川市及び高砂市前面の埋立てについて

は、公有水面埋立法の規定に基づき、地元市議

会の意見を聞く等所定の手続に従つてそれぞれ

免許されたものである。

三について

特に調査を行つていながら、加古川・高砂の

海浜が公物とされていた間は、近辺の住民等が

レクリエーションのためにこれを使用していた

であろうと考えられる。

なお、一般公衆が使用することができる海浜

については、入会権が認められることはないも

のと考へる。

四について

政府としては生活環境の改善と良好な生活環

境の保持に努める旨を一般的に答弁したもので

あり、個別の地区の問題については、地元で具

体的な施策がまとまれば、政府としてできるこ

とがあるかどうかについて慎重に検討したい。

五について

高砂市の件については、現在地域住民と企業

及び市の関係当事者間で実情に即した話合いが

行われているところであり、当事者間で実情に即した円満な解決が図られることを期待してい

四

現に問題となつている地区（加古川、高砂の

海浜）について、生活環境の改善と良好な生活環

境の保持に努めてまいり所存である。とのこと

一について

衆議院議員田中武夫君提出入浜権に関する

再質問に対する答弁書

一について

浜辺の土地の大部分は国有地であるが、民有

るが、地域住民との可能な一致点を見い出した

め今後とも十分話し合うよう必要があれば指導することとしたい。

六について

説明員については、国会法に規定はないが、衆議院及び参議院の各委員会の先例により認められた取扱いと承知している。その取扱いの当否などについては政府としてお答えすることは差し控えたい。なお、説明員が述べた趣旨は先の答弁書でお答えしたとおりである。

七について

レクリエーションを含む国民の生活の場を快適なものとして保持するため、環境の保全を図ることが重要である旨を答弁したものであり、施策がまとまれば、政府としてできることがあるかどうかについて慎重に検討したい。

右答弁する

戦災傷病者に対する特別援護措置に関する第三回質問主意書  
提出者 渡辺 武三  
衆議院議長 前尾繁三郎殿  
戦災傷病者に対する特別援護措置に関する第三回質問主意書

標記の再質問に対する政府の答弁は、本員が委

曲を尽くして熱心に質問をしたにもかかわらず、

質問の趣旨に対して逐一答えることなく、前回の答弁と同様、冷淡そのものであり、誠意の片りん

だも見られず、はなはだ遺憾に堪えない。

よつて、次の質問事項に対し、各項目ごとに政

府の明確な見解を懇切、詳細に説明されたい。

一 太平洋戦争は、國家総力戦であつて、前線と銃後の区別なく戦われ、国民のすべてが戦争遂行に協力したものであること、言を待たない。

特に、旧防空法では、「空襲ニ因リ建築物ニ火災ノ危険ヲ生ジタルトキハ其ノ管理者、所有

者、居住者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ之ガ応急防火ヲ為スベシ」と義務づけられ、これに従わないときは一年以下の懲役又は千円以下の罰金さえ科せられていたのである。

戦争の末期にあつては、夜昼の区別なく激しい空襲で内地の諸都市はせい慘な戦場と化し、多数の戦災傷病者を出すに至つたのである。

しかるに、戦後三十年の今日に至るも、まだ

これら戦災傷病者に対しては何らの援護の措置が講じられていないので、今なお傷病苦と生活苦にしんざんする戦災傷病者の数は、決して少なくない。

政府は、この現状をいかに認識しているか。

かかるに、戦災傷病者に対しては、ひとしく戦争犠牲者でありながら、何らの戦後措置がとられておらず、これらの者は片隅の忘れられた存在となり、今なお後遺症と生活苦に悩まされ、希望なき日々の生活を強いられている。

戦後は終つたといわれるが、これらの者に政

あるか。

二 戰傷病者戦没者遺族等援護法の適用対象者の中には、軍人、軍属のとく国と一定の使用関係にあつた者以外に、必ずしも國と一定の使用

の下に全国民が「滅私奉公」、「一億人の玉」となつて、國のために戦つた戦争である。

その戦争犠牲者が軍人、軍属、一般人のいずれであるかによつて、戦後の援護措置に差別を設けるべき合理的理由は全く存在しない。

一 般戦災傷病者は、當時その数四十数万といわれていたが、政府は、最近その実態を調査していたが、政府は、最近その実態を調査したか。調査したとすれば、その実態はどのようなものであるか。

三 戰災傷病者は、一般人であるにせよ、これら

の準軍属と比較して実質的にさほど差庭がないと考えるがどうか。したがつて、両者の援護措置につき格段の差別を設け、一方は認め他方は認めないというのは、妥当性を欠くものと考えるがどうか。

もしその実態を調査していないとすれば、怠慢のそしりを免れない。政府は、即刻実態調査を行つて、対策の要否を検討した上、必要な援護措置を講ずべきが至当と考えるがどうか。

これを要するに、福祉国家とは名ばかりであつてはならないと考えるがどうか。

三 戰傷病者及び原子爆弾被爆者に対する特別援護措置は、戦後措置の一環としてとられたものであり、極めて適切といえる。

かかるに、戦災傷病者に対しては、ひとしく戦争犠牲者でありながら、何らの戦後措置がとられておらず、これらの者は片隅の忘れられた存在となり、今なお後遺症と生活苦に悩まされ、希望なき日々の生活を強いられている。

戦後は終つたといわれるが、これらの者に政

か。

四 再言すれば、太平洋戦争は、國家総動員体制の下に全国民が「滅私奉公」、「一億人の玉」となつて、國のために戦つた戦争である。

その戦争犠牲者が軍人、軍属、一般人のいず

れであるかによつて、戦後の援護措置に差別を設けるべき合理的理由は全く存在しない。

一般戦災傷病者は、當時その数四十数万といわれていたが、政府は、最近その実態を調査したか。調査したとすれば、その実態はどのようなものであるか。

三 戰災傷病者戦没者遺族等援護法の適用対象者の中には、軍人、軍属のとく国と一定の使用関係にあつた者以外に、必ずしも國と一定の使用

の下に全国民が「滅私奉公」、「一億人の玉」となつて、國のために戦つた戦争である。

その戦争犠牲者が軍人、軍属、一般人のいずれ

する答弁書

一について

先の大戦における我が国の被害は甚大であり、国民の多くは、何らかの被害を受けた。空襲等の戦災による傷病者については、当時の国

の措置として、旧戦時災害保護法による障害給与金、旧防空従事者扶助令による障害扶助金等

が一時金として支給され、また戦災により傷病を受けたことにより生活に困窮した者については、旧戦時災害保護法による生活扶助、療養扶助等が行われた。

現在においては、戦災による傷病者といふことから特別の措置は講じておらず、一般の身体障害者と同様、身体障害者福祉法による福祉の措置、国民年金法による障害福祉年金の支給等を行つてゐる。また生活に困窮している者に対しては、生活保護法等による措置が講じられて

いる。政府としては、これらの措置については、從来からその充実改善に努めているところである。

二について

戦傷病者戦没者遺族等援護法により、軍人軍

属のほか、旧国家総動員法による被徴用者、国民義勇隊員、満洲開拓青年義勇隊員等を準軍属として処遇しているのは、これらの者が法令、政府の要請等により軍事業務に従事する等軍人軍属に準ずる地位にあつたため、国が使用者と

しての立場から行う援護の対象とするのが適当であると考えたためである。したがつて、このような事情にない一般戦災傷病者については、准軍属と同様の取扱いを行つていいものであり、このようない取扱いが妥当性を欠くものとは考えていない。

三について

戦傷病者戦没者遺族等援護法等による援護の措置は、国と一定の使用関係のあつた者又はそれに準ずる者の公務上の負傷等に関し、国が使用者としての立場から行つてあるものである。

また、原子爆弾被爆者に対する措置は、原子爆弾の放射線を浴びた被爆者の特殊性に着目して社会保険の考え方に基づき行つてあるものである。このような事情を有しない一般戦災傷病者についての扱いは、一で述べたとおりである。

四について

戦災による傷病者については、一で述べたよううに、一般社会保険により救済措置を講じているところであり、特別の措置を講ずることは考えていない。

なお、一般戦災傷病者の実態について、最近政府が調査を行つたことはないが、調査を行ふことにについては、準備中である。

右答弁する。

(答弁通知書受領)

一、去る四日、内閣から、衆議院議員竹内猛君提出新東京国際空港建設に係る基本計画及び工事

昭和五十年四月十五日

衆議院会議録第十六号

一部を改正する法律案(参議院回付)

実施計画に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和五十年四月二十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。

正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和五十年三月三十一日

衆議院議長 前尾繁三郎殿  
参議院議長 河野 謙三

(修正に係る条文を括く。小字は修正を)

(施行期日)

公布の日  
昭和五十年四月一日から施行す

畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第七条」に改める。

第二条第三項中「豚肉」の下に「牛肉」を加え、「(牛肉を除く。)」を削る。

第三章中「第七条から第十一条まで」を「第八条から第十二条まで」に改める。

第二章中第六条の次に次の二条を加える。

(牛肉の輸入)

第七条 政府は、牛肉の輸入については、この法律の規定による

牛肉の価格の安定を図るために、畜産振興事業団がその目的に從事する

2 昭和五十年度に千葉大学の看護学部、弘前大学医療技術短期

つて一元的な運営機能を有効に発揮することができるよう措置するものとする。

第四十条中「又は指定食肉」の下に「(牛肉を除く。)」を加え、「こえて」を「超えて」に、「代る」を「代わる」に改める。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和五十年四月一日

衆議院議長 前尾繁三郎殿  
参議院議長 河野 謙三

(修正に係る条文を括く。小字及び一は修正)

(附則)

公布の日  
昭和五十年四月一日から施行す

1 この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。ただし、第三条第一項の表富山大学の項の改正規定のうち富山医科大学の医学部に係る部分及び島根大学の項の改正規定は昭和五十一年四月一日から、同表富山大学の項の改正規定のうち富山医科大学の項の改正規定は昭和五十二年四月一日から、附則第三項の規定は昭和五十四年四月一日から施行する。

(在学年数の計算に関する経過措置)  
昭和五十年度に千葉大学の看護学部、弘前大学医療技術短期



のと認め、これを可決すべきものと議決した。

卷之三

一 本案施行に要する経費

本邦旅行は要する経費  
昭和五十年度石炭及び石油対策特別会計石油

勘定に石油開発公団出資に必要な経費として四百六億円、石油開発公団に対する交付金に必要な経費として十億三千二百二万四千円、石油備

蓄増強対策に必要な経費として三十三億六千五百七十五万五千円合計四百四十九億九千七百七十七万九千円が計上されている。

昭和五十年三月二十八日

商工委員長 山村新治郎

卷之三

卷之三

卷之三

一七四

政府は、本法施行に当たり、最近における玉院

二〇三

# 一 石油開発公団の投融資規模の拡大及び機構・

努力すること。

## 二 石油開発公団の機能を強化するため、探鉱の

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正二分律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

昭和五十年四月十五日 衆議院會議錄第十六号

昭和五十年四月十五日 衆議院会議録第十六号

在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

五六〇

## 別

3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
円 279,200	円 236,300	円 207,600	円 186,200	円 171,800	円 157,500	円 143,200	円 128,900	円 114,600
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
332,500	281,300	247,200	221,700	204,600	187,600	170,500	153,500	136,400
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
332,500	281,300	247,200	221,700	204,600	187,600	170,500	153,500	136,400
266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
252,700	213,800	187,900	168,500	155,500	142,600	129,600	116,600	103,700
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
279,200	236,300	207,600	186,200	171,800	157,500	143,200	128,900	114,600
359,000	303,800	266,900	239,300	220,900	202,500	184,100	165,700	147,300
266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
279,200	236,300	207,600	186,200	171,800	157,500	143,200	128,900	114,600
332,500	281,300	247,200	221,700	204,600	187,600	170,500	153,500	136,400
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
359,000	303,800	266,900	239,300	220,900	202,500	184,100	165,700	147,300
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
279,200	236,300	207,600	186,200	171,800	157,500	143,200	128,900	114,600
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
226,000	191,200	168,100	150,700	139,100	127,500	115,900	104,300	92,700
266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
252,700	213,800	187,900	165,500	155,500	142,600	129,600	116,600	103,700
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
252,700	213,800	187,900	165,500	155,500	142,600	129,600	116,600	103,700
239,500	202,600	178,100	159,600	147,400	135,100	122,800	110,500	98,200
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
226,000	191,200	168,100	150,700	139,100	127,500	115,900	104,300	92,700
279,200	236,300	207,600	186,200	171,800	157,500	143,200	128,900	114,600
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
279,200	236,300	207,600	186,200	171,800	157,500	143,200	128,900	114,600
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000

別表第二 在勤基本手当の基準額(第10条関係)

## 一大使館

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
ア ジ ア	インド	520,000	420,000	393,800	358,000	322,200
	インドネシア	550,000	450,000	434,700	409,300	368,300
	ヴィエトナム共和国	530,000	420,000	409,600	392,300	353,000
	ヴィエトナム民主共和国	530,000	430,000	414,800	402,000	375,900
	カンボディア	510,000	420,000	409,600	382,500	351,900
	シンガポール	560,000	450,000	436,100	419,000	383,600
	スリ・ランカ	450,000	370,000	350,400	335,400	305,500
	タイ	550,000	450,000	412,500	375,000	337,500
	大韓民国	500,000	380,000	359,100	384,500	291,600
	中華人民共和国	580,000	440,000	419,800	393,100	339,700
	ネパール	500,000	410,000	391,000	378,900	354,800
	パキスタン	470,000	380,000	367,300	351,600	320,500
	バングラデシュ	580,000	460,000	448,300	432,900	402,600
	ビルマ	470,000	370,000	357,100	340,800	306,900
	フィリピン	500,000	420,000	393,800	358,000	322,200
	ブータン	520,000	430,000	414,800	400,300	373,200
	マレーシア	540,000	450,000	431,500	392,300	353,000
	モルディブ	460,000	390,000	377,600	353,300	329,000
	モンゴル	570,000	460,000	441,600	427,600	399,900
	ラオス	510,000	410,000	391,000	378,900	354,800
北 米	アメリカ合衆国	580,000	440,000	414,500	384,800	325,400
	カナダ	470,000	390,000	370,500	341,000	306,900
中 南 米	アルゼンティン	470,000	380,000	367,300	351,600	320,500
	ヴェネズエラ	490,000	390,000	377,500	368,200	349,400
	ウルグアイ	370,000	320,000	300,900	279,500	258,100
	エクアドル	420,000	370,000	344,400	322,000	299,600
	エル・サルバドル	400,000	350,000	327,800	306,400	284,900
	ガイアナ	460,000	410,000	377,600	353,300	329,000
	キューバ	500,000	430,000	410,800	384,600	358,400
	グアテマラ	420,000	360,000	344,400	322,000	299,600
	グレナダ	460,000	410,000	377,600	353,300	329,000
	コスタ・リカ	400,000	350,000	327,800	306,400	284,900
	コロンビア	380,000	330,000	311,300	290,800	270,300
	ジャマイカ	460,000	410,000	377,600	353,300	329,000
	チリ	390,000	330,000	318,700	289,800	260,800
	ドミニカ共和国	440,000	380,000	361,000	337,600	314,200
	トリニダッド・トバゴ	460,000	400,000	377,600	353,300	329,000
	ニカラグア	440,000	380,000	361,000	337,600	314,200
	ハイティ	460,000	400,000	377,600	353,300	329,000

昭和五十年四月十五日 衆議院会議録第十六号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

五六一

昭和五十年四月十五日

衆議院会議録第十六号

在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

五六三

	パナマ	420,000	360,000	344,400	322,000	299,600
	パハマ	460,000	410,000	377,600	353,300	329,000
	バラグアイ	420,000	370,000	344,400	322,000	299,600
	バルバドス	460,000	400,000	377,600	353,300	329,000
	ブラジル	470,000	370,000	357,100	340,800	306,900
	ペルー	450,000	370,000	359,200	341,000	306,900
	ボリビア	460,000	380,000	366,700	358,000	338,400
	ホンジュラス	400,000	340,000	327,800	306,400	284,900
	メキシコ	460,000	370,000	350,400	335,400	305,500
欧 州	アイスランド	440,000	390,000	361,000	337,600	314,200
	アイルランド	440,000	390,000	361,000	337,600	314,200
	イタリア	520,000	410,000	399,800	375,000	337,500
	ヴァチカン	460,000	410,000	399,800	375,000	337,500
	オーストリア	590,000	480,000	468,200	426,300	383,600
	オランダ	560,000	470,000	451,500	426,300	383,600
	ギリシャ	460,000	410,000	377,600	353,300	329,000
	サイprus	460,000	410,000	377,600	353,300	329,000
	スイス	630,000	560,000	525,300	477,500	429,800
	スウェーデン	540,000	450,000	434,700	409,300	368,300
	スペイン	490,000	400,000	384,100	367,900	335,500
	ソヴィエト連邦	630,000	480,000	457,800	430,100	374,600
	チェコスロvakia	510,000	450,000	413,100	382,500	351,900
	デンマーク	540,000	460,000	443,200	409,300	368,300
	ドイツ民主共和国	580,000	500,000	483,300	443,300	398,900
	ドイツ連邦共和国	650,000	530,000	487,600	443,300	398,900
	ノールウェー	500,000	430,000	410,800	384,600	358,400
	ハンガリー	510,000	430,000	413,100	382,500	351,900
	フィンランド	480,000	430,000	394,200	369,000	343,800
	フランス	630,000	490,000	450,200	409,300	368,300
	ブルガリア	510,000	430,000	413,100	382,500	351,900
	ベルギー	570,000	470,000	450,200	409,300	368,300
	ポーランド	510,000	450,000	413,100	382,500	351,900
	ポルトガル	480,000	430,000	394,200	369,000	343,800
	マルタ	420,000	370,000	344,400	322,000	299,600
	ユーゴースラヴィア	490,000	400,000	384,100	367,900	335,500
	ルーマニア	510,000	430,000	413,100	382,500	351,900
	ルクセンブルグ	500,000	450,000	410,800	384,600	358,400
	連合王国	580,000	440,000	418,800	391,700	337,500
大 洋 州	オーストラリア	520,000	410,000	386,000	368,000	332,000
	トンガ	500,000	400,000	387,700	379,000	361,700
	ナウル	500,000	400,000	387,700	379,000	361,700
	西サモア	500,000	400,000	387,700	379,000	361,700
	ニュー・ジーランド	490,000	390,000	375,800	360,100	328,500
	フィジー	500,000	400,000	387,700	379,000	361,700

昭和五十年四月十五日 衆議院会議録第十六号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

五六四

359,000	303,800	266,900	239,300	220,900	202,500	184,100	165,700	147,300
399,000	337,600	296,700	266,000	245,500	225,100	204,600	184,100	163,700
399,000	337,600	296,700	266,000	245,500	225,100	204,600	184,100	163,700
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
359,000	303,800	266,900	239,300	220,900	202,500	184,100	165,700	147,300
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
399,000	337,600	296,700	266,000	245,500	225,100	204,600	184,100	163,700
399,000	337,600	296,700	266,000	245,500	225,100	204,600	184,100	163,700
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
399,000	337,600	296,700	266,000	245,500	225,100	204,600	184,100	163,700
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
399,000	337,600	296,700	266,000	245,500	225,100	204,600	184,100	163,700
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
332,500	281,300	247,200	221,700	204,600	187,600	170,500	153,500	136,400
372,500	315,200	277,000	248,300	229,200	210,100	191,000	171,900	152,800
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
399,000	337,600	296,700	266,000	245,500	225,100	204,600	184,100	163,700
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
399,000	337,600	296,700	266,000	245,500	225,100	204,600	184,100	163,700
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
399,000	337,600	296,700	266,000	245,500	225,100	204,600	184,100	163,700
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
399,000	337,600	296,700	266,000	245,500	225,100	204,600	184,100	163,700
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
359,000	303,800	266,900	239,300	220,900	202,500	184,100	165,700	147,300
372,500	315,200	277,000	248,300	229,200	210,100	191,000	171,900	152,800
372,500	315,200	277,000	248,300	229,200	210,100	191,000	171,900	152,800
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200

中近東	アフガニスタン	570,000	460,000	441,600	427,600	399,900
	アラブ首長国連邦	560,000	470,000	454,500	448,800	430,500
	イエメン	550,000	460,000	447,100	442,900	427,800
	イスラエル	490,000	400,000	384,100	367,900	335,500
	イラク	530,000	430,000	414,700	406,100	389,200
	イラン	530,000	420,000	409,600	392,300	353,000
	オマーン	520,000	430,000	418,300	417,300	415,400
	カタル	550,000	460,000	448,100	438,400	427,800
	クウェイト	590,000	470,000	455,900	444,700	422,400
	サウディ・アラビア	610,000	490,000	471,900	460,200	436,900
	ヨルダン	500,000	420,000	404,400	384,600	358,400
	シリア	480,000	430,000	394,200	369,000	343,800
	トルコ	450,000	400,000	375,100	341,000	306,900
	バハレーン	550,000	460,000	440,200	433,400	418,500
	南イエメン	550,000	460,000	447,100	442,900	427,800
	レバノン	560,000	460,000	442,300	409,300	368,300
アフリカ	アルジェリア	530,000	480,000	412,100	397,100	366,500
	ウガンダ	460,000	400,000	377,600	353,300	329,000
	エジプト	520,000	450,000	412,500	375,000	337,500
	エティオピア	520,000	440,000	421,200	400,300	373,200
	ガーナ	560,000	460,000	444,100	433,600	412,000
	ガボン	540,000	440,000	429,000	423,200	411,700
	上ヴォルタ	580,000	480,000	466,700	453,900	426,600
	カメルーン	560,000	460,000	447,200	439,000	421,200
	ガンビア	540,000	450,000	433,100	427,700	415,800
	ギニア	560,000	470,000	450,100	444,000	430,500
	ギニア・ビサオ	540,000	450,000	433,100	427,700	415,800
	ケニア	470,000	380,000	366,400	341,000	306,900
	コンゴー	570,000	480,000	464,100	449,400	423,900
	ザイール	560,000	460,000	447,200	439,000	421,200
	ザンビア	500,000	480,000	410,800	384,600	358,400
	シエラ・レオーネ	600,000	500,000	487,600	462,900	432,000
	スーダン	550,000	450,000	438,400	433,400	423,500
	スワジランド	480,000	410,000	394,200	369,000	343,800
	赤道ギニア	520,000	480,000	415,600	412,500	406,300
	セネガル	540,000	440,000	421,400	411,500	391,800
	象牙海岸共和国	540,000	440,000	425,600	417,700	402,100
	ソマリア	540,000	440,000	425,600	417,700	402,100
	ダホメ	550,000	460,000	444,500	437,900	418,500
	タンザニア	500,000	480,000	410,800	384,600	358,400
	チャード	520,000	480,000	415,600	412,500	406,300
	中央アフリカ共和国	540,000	440,000	429,000	423,200	411,700
	チュニジア	460,000	400,000	377,600	353,300	329,000
	トого	580,000	480,000	466,700	453,900	426,600
	ナイジェリア	560,000	460,000	442,500	433,900	417,100

昭和五十年四月十五日 衆議院会議録第十六号

385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200	
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200	
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500	
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500	
332,500	281,300	247,200	221,700	204,600	187,600	170,500	153,500	136,400	
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200	
266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100	
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500	
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200	
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000	
332,500	281,300	247,200	221,700	204,600	187,600	170,500	153,500	136,400	
372,500	315,200	277,000	248,300	229,200	210,100	191,000	171,900	152,800	
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200	
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500	

別

昭和五十年四月十五日 衆議院会議録第十六号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

ニジェール	580,000	480,000	466,700	453,900	426,600
ブルンディ	550,000	460,000	444,500	437,900	418,500
ボツワナ	480,000	410,000	394,200	369,000	343,800
マダガスカル	480,000	410,000	394,200	369,000	343,800
マラウイ	520,000	420,000	407,800	395,100	369,700
マリ	600,000	500,000	487,600	462,900	432,000
南アフリカ共和国	450,000	370,000	350,400	335,400	305,500
モーリシャス	480,000	400,000	388,200	369,000	343,800
モーリタニア	590,000	500,000	486,200	458,400	429,300
モロッコ	480,000	400,000	377,600	353,300	329,000
リビア	510,000	410,000	394,400	384,400	364,400
リベリア	540,000	440,000	425,600	417,700	402,100
ルワンダ	610,000	520,000	500,000	467,400	434,700
レソト	480,000	410,000	394,200	369,000	343,800

## 二 総 領 事 館

地 域	所 在 地	号			
		総 領 事	1 号	2 号	3 号
ア ジ ア	カルカタ	410,000	358,000	322,200	279,200
	ポンペイ	410,000	358,000	322,200	279,200
	マド拉斯	400,000	358,000	322,200	279,200
	ジャカルタ	430,000	409,300	368,300	319,200
	バンコック	420,000	375,000	337,500	292,500
	釜山	370,000	334,500	291,600	252,700
	上海	420,000	393,100	339,700	292,500
	カラチ	390,000	341,000	306,900	266,000
	マニラ	400,000	358,000	322,200	279,200
	香港	490,000	409,300	368,300	319,200
北 米	アガナ	430,000	392,300	353,000	306,000
	アトランタ	380,000	374,800	325,400	266,000
	サン・フランシスコ	390,000	374,800	325,400	266,000
	シアトル	390,000	374,800	325,400	266,000
	シカゴ	390,000	374,800	325,400	266,000
	ニュー・オルリンズ	380,000	374,800	325,400	266,000
	ニュー・ヨーク	480,000	398,300	353,000	306,000
	ヒューストン	390,000	374,800	325,400	266,000
	ポートランド	380,000	374,800	325,400	266,000
	ホノルル	430,000	395,400	344,000	292,500
	ロス・アンゼルス	390,000	374,800	325,400	266,000
	ヴァンクーバー	390,000	341,000	306,900	266,000
	ウイニペッグ	380,000	341,000	306,900	266,000
	エドモントン	380,000	341,000	306,900	266,000
	トロント	390,000	341,000	306,900	266,000
	モントリオール	390,000	341,000	306,900	266,000

昭和五十年四月十五日

衆議院会議録第十六号 在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

五六八

213,800	187,900	168,500	155,500	142,600	129,600	116,600	103,700
213,800	187,900	168,500	155,500	142,600	129,600	116,600	103,700
191,200	168,100	150,700	139,100	127,500	115,900	104,300	92,700
202,600	178,100	159,600	147,400	135,100	122,800	110,500	98,200
202,600	178,100	159,600	147,400	135,100	122,800	110,500	98,200
247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
315,200	277,000	248,300	229,200	210,100	191,000	171,900	152,800
236,300	207,600	186,200	171,800	157,500	143,200	128,900	114,600
281,300	247,200	221,700	204,600	187,600	170,500	153,500	136,400
281,300	247,200	221,700	204,600	187,600	170,500	153,500	136,400
270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
292,500	257,100	230,500	212,800	195,000	177,300	159,600	141,800
292,500	257,100	230,500	212,800	195,000	177,300	159,600	141,800
292,500	257,100	230,500	212,800	195,000	177,300	159,600	141,800
292,500	257,100	230,500	212,800	195,000	177,300	159,600	141,800
270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
303,800	266,900	239,300	220,900	202,500	184,100	165,700	147,300
247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100

## 別

4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円	円	円	円	円	円	円	円
270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
213,800	187,900	168,500	155,500	142,600	129,600	116,600	103,700
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100

## 別

3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円	円	円	円	円	円	円	円	円
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
372,500	315,200	277,000	248,300	229,200	210,100	191,000	171,900	152,800
372,500	315,200	277,000	248,300	229,200	210,100	191,000	171,900	152,800
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000

11 号	12 号	13 号	14 号	15 号	16 号	17 号	18 号	19 号	20 号
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
189,600	179,600	169,600	159,600	149,600	139,600	129,600	119,600	109,600	99,600

昭和五十年四月十五日 衆議院会議録第十六号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

五六九

中 南 米	サン・パウロ ペレーン ポルト・アレグレ リオ・デ・ジャネイロ レシフェ	370,000 360,000 380,000 350,000 340,000	324,000 324,000 289,800 307,000 307,000	291,600 291,600 260,800 276,300 276,300	252,700 252,700 226,000 239,500 239,500
欧 州	ミラノ ジュネーヴ テス・バルマス ナホトカ ハバロフスク レニングラード デュッセルドルフ ハンブルグ ベルリン ボン ミュンヘン パリ マルセイユ ロンドン	420,000 580,000 390,000 490,000 470,000 450,000 490,000 490,000 510,000 490,000 490,000 450,000 450,000	375,000 477,500 358,000 435,400 435,400 430,100 443,300 443,300 443,300 443,300 443,300 409,300 409,300	337,500 429,800 322,200 384,000 384,000 374,600 398,900 398,900 398,900 398,900 398,900 368,300 368,300	292,500 372,500 279,200 332,500 332,500 319,200 345,700 345,700 345,700 345,700 345,700 319,200 319,200
大 洋 州	シドニー ペース ブリスベン ポート・モレスビー メルボルン オークランド	430,000 410,000 390,000 480,000 430,000 380,000	368,000 368,000 368,000 427,600 368,000 360,100	332,000 332,000 332,000 399,900 332,000 328,500	292,500 292,500 292,500 359,000 292,500 292,500
中 近 東	イスタンブル	380,000	341,000	306,900	266,000
ア フ リ カ	プレトリア ソールズベリー	360,000 380,000	335,400 335,400	305,500 305,500	266,000 266,000

## 三 領 事 館

地 域	所 在 地	号			
		領事館の長	1 号	2 号	3 号
ア ジ ア	スマバヤ メダン コタ・キナバル	420,000	409,300	368,300	319,200
		420,000	409,300	368,300	319,200
		420,000	392,300	353,000	306,000
北 米	アンカレッジ	400,000	392,300	353,000	306,000
中 南 米	マナオス リマ	340,000	316,100	285,800	252,700
		360,000	341,000	306,900	266,000

## 四 政 府 代 表 部

地 域	所 在 地	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
北 米	ニューヨーク (国際連合)	580,000	440,000	422,900	398,800	353,000
欧 州	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関) (軍縮委員会)	670,000 590,000	560,000 560,000	525,300 525,300	477,500 477,500	429,800 429,800
	パリ (経済協力開発機構)	630,000	490,000	450,200	409,300	368,300
	ブリッセル (欧州共同体)	500,000	470,000	450,200	409,300	368,300

別表第三 研修員手当(第20条の2関係)

号 别	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号
手当額	289,600	279,600	269,600	259,600	249,600	239,600	229,600	219,600	209,600	199,600

昭和五十年四月十五日 衆議院会議録第十六号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

五七〇

### 附 則

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中「在グレナダ、在バハマ及び在ギニア・ビサオの各日本国大使館並びに在上海、在アガナ及び在マルセイユの各日本國總領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。」

### 理 由

在外公館を新設し、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の額を定め、及び既設の在外公館について在勤手当の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 一 議案の要旨及び目的

本案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
- 2 上海、アガナ及びマルセイユに日本國總領事館を設置する。

- 3 ブラッセルに歐州共同体日本政府代表部を設置する。
- 4 世界的な物価上昇、為替相場の変動等を勘案して、在勤基本手当の基準額及び研修員手当の額を改定するとともに研修員手当の号別区分の範囲を拡大する。

- 5 上海、アガナ及びマルセイユに日本國總領事館を設置する。
- 6 在勤手当の額を改定する。
- 7 在勤手当の額を改定することとしている。
- 8 議案の修正議決理由

- 9 本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を期するため、必要な措置と認めるが、施行期日

については、修正することを適當と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

### 三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約八億五千七百六十万円が、昭和五十年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和五十年四月三日

附 則  
衆議院議長 前尾繁三郎殿  
内閣委員長 藤尾 正行  
〔別紙〕  
(小字及び一は修正)

### 1 この法律は、公布の日昭和五十年四月一日から施行する。

ただし、別表第一の改正規定中「在グレナダ、在バハマ及び在ギニア・ビサオの各日本國大使館並びに在上海、在アガナ及び在マルセイユの各日本國總領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。この法律による改正後の在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。」

### 衆議院会議録第十三号(中正誤)

ペシ	段	行	誤	正
四〇	四	九	指定都市等」	「指定都市等」
四〇	二	四	前設	前記
四一	四	未	五	設備
四三	三	四	右報告する	右報告する。
四〇	二	末	三	退職金の

### 衆議院会議録第十四号中正誤

ペシ	段	行	誤	正
四九	二	七	施行を	施行に

### 衆議院会議録第十五号中正誤

ペシ	段	行	誤	正
五〇	四	七	一年	一カ年